

検地帳を読む 解説

1 小林家文書について

(1) 小林家

- ・小林家は下総国葛飾郡下柳村（現春日部市・旧庄和町域）に居を構えた旧家である。正保元年（1644）以降の下柳村の開発に従い移住してきたと言われている。代々平右衛門を襲名し、幕末には名主、明治以降は戸長、村長等を歴任している。

(2) 小林家文書

- ・総点数2634点
- ・近世文書は、支配、土地、年貢、村政、治水、交通、金融など。
- ・明治以降の文書は、町村政、寺院、戸籍、警察・消防、租税、土木、農林業、商工業、交通、家に関するものが残っている。

2 下柳村について

- ・下総国葛飾郡の北部にあり、村の東方約3kmに江戸川が、西方村境に庄内古川が流れている。
- ・かつては、桜井郷、下河辺庄、庄内領に属し、正保元年以降に開発され、延宝3年（1675）に幕府代官の南條金左衛門により検地が実施された。
- ・下柳村は、幕府領で村高は、956石7斗8升5合であった。

3 検地および検地帳について

- ・検地とは、領主が自分の領地に対して行った土地調査のことである。
- ・検地の際に、土地の種類・広さ・収穫高と土地の耕作者が調査され、その結果は検地帳に記録された。検地帳は、村の公的な土地台帳となる。
- ・検地帳に登録された耕作者は、土地の耕作権を認められる代わりに税を負担する義務を負った。
- ・検地の際は、一筆当たりの測量をきっちりとはやらずに、若干少なめに検地帳に付けることがあった。これを縄心といった。土地測量における実測と表示との差は少なからず存在した。
- ・検地帳は、領主と村方とで1冊ずつ持っていた。検地帳の表紙中央には「〇〇国〇〇郡〇〇村 検地帳」と書かれており、その両脇上には年月日が分書きされている。表題は「検地帳」、「検地水帳」、「御縄打水帳」、単に「水帳」などと書かれているが、意味は同じである。
- ・表紙には村が出した案内人の名が数人列記されている場合がある。
- ・春日部市（庄和地域）では、慶安3年（1650）と延宝2年（1674）に検地が行われている。
- ・検地帳は年貢割付状に記載される年貢量の根拠となるため、名主が厳重に管理した。

4 語句説明

検地（けんち）…土地の測量をすること。年貢収納の基礎となる調査。

水帳（みずちょう）…土地を測量した台帳。検地帳とも。

案内人…検地役人が村に来た時に、村の中を案内する村の有力な百姓。

寄（よせ）…合計

小以（こい）…ある一部分の合計。小計。小以締（こいしめ）ともいう。

南條金左衛門…幕府代官

延宝（えんぼう）…江戸時代の元号。1673年～1681年まで。4代将軍徳川家綱、5代将軍徳川綱吉の治世。

墨付（すみつき）…紙に書かれている文字のこと。

5 単位について

長さの単位

1里=36町	約3.9273km
1町=60間	約109.09m
1間=6尺	約1.818m
1尺	約30.303cm
1寸	約3.0303cm

面積の単位

1町=10反	約9917.4m ²
1反=10畝	約991.74m ²
1畝=30歩	約99.174m ²
1歩(坪)	約3.3058m ²

※1町=10反=100畝=3000歩

田畑の等級

- ・田畑の正式な等級は、上・中・下・下々の4つである。
- (例) 上田・中田・下田、上畑(畠)・中畑・下畑、下々田、下々畑

6 古文書の内容要約

- ・延宝3年8月25日、26日に実施した下柳村の検地の検地帳の5冊の中の1冊
- ・案内人は、六郎左衛門、七右衛門、八右衛門、縫殿助、孫右衛門、伊右衛門の6名
- ・下柳村字森田の記載分をまとめると、
下田8反6畝24歩
上畠5町9反9畝12歩、中畠11町1畝13歩、下畠16町2反8畝28歩、
畠の合計は33町2反9畝23歩
田畠の合計は34町1反6畝17歩
- ・検地帳に文字が書かれている紙は24枚

○参考文献

- 『平川家・中島家・小林家文書目録』（埼玉県立文書館、1975年）
木村礎『近世の村』（教育社、1980年）
安藤博編『徳川幕府県治要略』（柏書房、1981年）
神崎彰利『検地』（教育社、1983年）
『春日部市史』庄和地域、（春日部市、2012年）